

平成 23 年 5 月 31 日
東京電力株式会社

原子力事故による損害に対する仮払いの取り組み状況について

このたびの当社福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

これまでお知らせしております原子力事故による損害に対する仮払いにつきまして、本日時点での取り組み状況等をお知らせいたします。

1. 農林漁業者の方々への仮払いについて

農林漁業者の方々々が被った損害に関して、5月12日の政府決定を踏まえ、当社から当面の必要な資金をお支払いすることについて、関係団体とご相談をさせていただいております。このたび、農林漁業者の方々々が被った政府等による出荷制限指示等に係る損害^{*1}に対し、ご請求いただいた一部の農業関係団体および漁業関係団体との調整が完了いたしましたので、本日より、仮払補償金としてお支払いを開始させていただきます。

なお、関係団体によるご請求のとりまとめをお願い申し上げているところですが、個別の請求をご希望される農林漁業者さまは、農林漁業者さま向け「仮払補償金請求書」にご記入いただいた上、必要書類^{*2}を添付し、直接当社宛にご請求いただきます。

*1 政府等による出荷制限指示等に係る損害：「東京電力㈱福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」における「第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について」に掲げる政府による出荷制限指示または地方公共団体が行う出荷または操業に係る自粛要請等があった区域における対象品目に係る営業損害

*2 必要書類：(農林業)従事者証明書、農地基本台帳記載事項証明書、耕作証明書、その他[出荷量・額に関する書類等]など、(漁業)従事者証明書、漁業許可証、その他[漁船登録票、漁獲高に関する書類等]など

2. 中小企業者の方々への仮払いについて

避難区域等^{*3}に事業所を有する中小企業者の方々々が被った営業損害に対し、5月12日の政府決定を踏まえ、円滑な仮払いの実施に向け検討を進めてまいりまし

たが、このたび、関係団体等との検討内容も踏まえ、以下のとおり取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

(1) 具体的な請求方法

まず、各中小企業者さまが、中小企業者さま向け「仮払補償金請求書」にご記入いただいた上で必要書類*4を添付し、直接当社宛にご請求いただきます。もしくは、中小企業者さまが、関係書類を関係事業者団体にご提出いただき、各団体でおとりまとめのうえ、一括して当社にご請求いただきます。

なお、「仮払補償金請求書」のご依頼は、6月1日に受付を開始いたします。

(2) 具体的な仮払い内容

当社では、各中小企業者さま、もしくは各団体からいただいた書類等を確認させていただき、3月12日から5月末日までの粗利相当額*5の2分の1（上限額は250万円）の仮払いを実施いたします。また、必要書類*4をご用意いただけない事業者の方については、営業実態等を証明する書類*6によりまして、一中小企業者さまに対し20万円の仮払いを実施いたします。

なお、6月以降の期間に係る補償への対応につきましては、諸状況を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

*3 避難区域等：「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」における「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示があった区域

*4 必要書類：監査報告等の付された決算書または確定申告書およびその添付書類等

*5 粗利相当額：過去の粗利額（売上金額から売上原価を控除した金額）の実績を基に算出した金額

*6 営業実態等を証明する書類：避難区域等において、本年3月12日時点で事業を営んでいたことの証憑

3. 避難された方々への仮払いについて（5月31日時点）

原子力災害対策特別措置法に基づき避難された方々への仮払補償金のお支払い（4月15日に公表）につきましては、約5万世帯分のお振り込みが完了しました。引き続き、早期にお支払いが完了するよう取り組んでまいります。

当社は、引き続き、原子力損害賠償制度のもとで、国のご支援をいただきながら、本日

原子力損害賠償紛争審査会から示された指針も踏まえつつ、補償について公正かつ迅速に対処してまいりたいと考えております。

以上

<原子力事故による損害に対する補償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

[書類郵送先]

〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

（郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号）

東京電力株式会社 宛
